

【2023年度】

日本歯科大学附属病院
口腔リハビリテーション多摩クリニック
臨床見学研修生申込み要項

日本歯科大学

1. 目的

日本歯科大学附属病院・口腔リハビリテーション多摩クリニックにおいて、最新の診療方法や特定の技術を習得しようとするものに対し、臨床見学研修制度を設ける。

2. 出願資格

歯科医師、医師、歯科衛生士、歯科技工士の他、医療・福祉・保健関連の職業に従事する者

3. 研修場所

1) 診療科

総合診療科

小児歯科

矯正歯科

口腔外科

歯科麻酔・全身管理科

放射線・病理診断科

口腔リハビリテーション科

口腔インプラント診療科

口腔リハビリテーション多摩クリニック

2) 診療センター

いびき・睡眠時無呼吸診療センター

顎変形症診療センター

顎関節症診療センター

心療歯科診療センター

スペシャルニース 歯科センター (障がい者歯科センター)

歯科人間ドック

口腔顔面痛センター

3) 特殊外来・診療チーム

歯の細胞バンク外来

マタニティ歯科外来

スポーツマウスガード外来

ホワイトニング外来

口蓋裂歯科外来

歯周治療チーム

補綴チーム

歯内療法チーム

保存修復チーム

4. 研修期間

1 学期 6 ヶ月（前期 4 月～9 月、後期 10 月～3 月）

研修日 附属病院・多摩クリニック開院日内で指導医と相談のこと。

5. 出願手続き期間

前期：研修開始前の 3 月中

後期：研修開始前の 9 月中

6. 出願場所

日本歯科大学附属病院 院務部総務課

7. 提出書類

1) 研修申請書

2) 歯科医師免許、医師免許、歯科技工士免許、歯科衛生士免許（コピー可）、または医療・福祉・保健関連の職業に従事していることを証明するもの。（新規の場合）

8. 研修費用（授業料）（1 学期）

歯科医師・医師 10 万円

その他 7 万円

入学検定料（新規の場合） 5 千円

1) 振込み依頼書にて期限内に振込みのこと。

9. 注意事項

1) 出願前に希望する部署の長ならびに指導医の研修許可を得ること。

2) 受け入れに関しては、書類等をもとに選考を行う。

3) 既納の研修費用は、いかなる理由があっても返還しない。

4) 患者の診療に従事することはできない。

5) 医療安全管理、診療情報の取扱いや院内感染予防については、研修期間のはじめに講習を受講し、研修期間を通して規則を遵守すること。

6) 特定の技術習得に要する材料費等の実費は、研修者の負担とする

7) 出願手続き期限内に入金のない場合には、申請をキャンセルすることがある。

8) 研修の継続希望者は、研修期間の終了前に出願手続きを終了すること。研修期間終了後の場合は、新規と同様の手続きとする。

9) 研修において不適切とみなされた場合は、協議のうえ研修中止となることがある。